

特定非営利活動法人大富士フットボールクラブ
チーム規約

(名称)

- 第1条 本チームの名称は、「大富士フットボールクラブ（通称：大富士FC）」とする。
- 2 本チームは、特定非営利活動法人大富士フットボールクラブ（以下「NPO法人大富士FC」という。）が管理運営を行うものとする。

(所在地)

- 第2条 本チームの所在地は、NPO法人大富士FC事務所 〒418-0006 富士宮市外神に置く。
- Eメール：jimukyoku@ohfuji-fc.com

(登録)

- 第3条 本チームは、財団法人日本サッカー協会にチーム・個人の登録をする（静岡県サッカー協会・富士宮サッカー協会第4種委員会に登録する。）。ただし、幼児は除く。
- 2 選手登録手続は、本チームにおいて行う。

(目的)

- 第4条 本チームは、富士宮市民を主とする青少年に対し、チーム活動を通じてサッカーの楽しさ、厳しさ及び奥深さを学ぶとともに、チームメイト、対戦相手、審判等サッカーに携わる全ての仲間を思いやる心を育むため、選手の育成及び競技力の向上に関する事業を行い、青少年の健全な心身の発達を支援し、地域のスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

(活動内容)

- 第5条 本チームは、前項の目的を達成するため、次の活動を行う。
- (1) サッカーの技術的指導
 - (2) 各団体主催の各種大会への出場
 - (3) 他団体との交流活動
 - (4) その他このチームの目的を達成するために必要な事業

(活動日時)

- 第6条 本チームの活動日及び活動時間については、本チームが別に定めたスケジュールによるものとする。

(入会資格)

- 第7条 本規約を遵守する者で、本チームの目的を理解、協賛できる保護者の子供とする。

(会員)

第8条 本チームの会員は、年長の幼児から小学6年生までの児童で構成する。

2 会員となるためには、保護者の同意を得たものでなければならない。

(入・退会)

第9条 本チームに入会し、又は退会するときは、本チームに書面をもって入会申込書又は退会届を提出すること。

2 健康に異常・不安のある者は、あらかじめ医師と相談し、医師の診断書を提出すること。

(厳守事項)

第10条 会員は、指導者の指示に従い、マナー及びルールを守ること。

2 会員は、チームの秩序とチームワークを守り、チームの目的に添うよう努力すること。

3 会員は、チーム活動の内外を問わず、スポーツマンとして恥ずかしくない行動をとること。

4 会員は、チーム内の活動においては、原則としてチーム指定の用具を着用すること。

(保険)

第11条 会員は、入会と同時にスポーツ安全保険に加入しなければならない。

2 加入手続は、当チームにおいて行う。

3 チームの活動における傷害については、スポーツ安全保険の範囲内で保障する。

(送迎)

第12条 練習・試合会場までの送迎は、原則として会員の保護者が行う。また、駐車台数制限の際の乗り合わせや都合により保護者が送迎できない会員については、共助の気持ちを持って協力すること。

(会費等)

第13条 会費は、次のとおりとする。

(1) 入会金 無料

(2) 年会費 日本サッカー協会登録料などの各種協会登録料及びスポーツ安全保険加入料の実費分

<目安>

年長 1,000円

小学1年生 2,000円

小学2年生～小学3年生 5,000円

小学4年生～小学6年生 6,000円

(3) 月会費 年長 無料

小学1年生から小学6年生まで 4,000円

ただし、兄弟姉妹がいる場合で入会が重なる期間中は、2人目以降の月会費の金額を半額とする。

また、小学1年生の月会費については、10月以前から入会した場合においても、10月分から納めるものとする。

- 2 前項各号に定める会費のほか、宿泊を伴う遠征合宿費用等が発生した場合は、その都度実費を納める。
- 3 第1項第2号の年会費は、入会時又は毎年度当初の月会費と同じ方法により納めるものとする。
- 4 第1項第3号の月会費は、2か月に一度（5月、7月、9月、11月、1月、3月）2か月分を一括して納めるものとする。

（会費の支払方法）

第14条 本チームの会費は、原則、前納制とし、本チームが指定する方法により納めるものとする。

- 2 月会費は、奇数月の末日までに翌月及び翌々月分を納めるものとする。ただし、年度途中に入会した会員は、入会日の属する月の次の支払月に当該月会費を翌月及び翌々月の月会費と合わせて納めるものとする。

（会費の不還付）

第15条 原則、一旦納入された会費の払い戻しは行わない。

（会費の滞納）

第16条 会員が会費を4か月を超えて滞納した場合、その会員に対する指導を停止又は強制的に退会をさせることができる。ただし、事前に本チームに了承を得ている場合はこの限りでない。

（役員）

第17条 本チームの役員は、次のとおりとする。

代表	1名
監督	1名
事務局長	1名
運営委員	若干名

- 2 役員の役職は、兼務することができる。

第18条 運営委員は、本チームを円滑に運営するため次の担当を置く。

指導・審判・渉外・庶務・会計

- 2 運営委員の担当は、兼務することができる。

(役員会)

第19条 役員会は、事務局長が必要と認めた時に開催する。

(経費)

第20条 本チームの活動経費は、会費、協賛金その他の収入により運営する。

(会計年度)

第21条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第22条 会計監査員は、会員の保護者より2名を選任する。

2 会計監査員は、会計年度末に会計監査を行い、その結果を公表する。

(除名)

第23条 本チームの活動に著しく支障を来す者及び公序良俗に反する者は、保護者との面談を経てもなお改善される見込みがないと本チームが判断した場合、本チームから除名することができる。

2 除名を決定する一切の権限は本チームにあり、それに対しての異議申立てはできず、受け付けない。

(免責事項)

第24条 会員は、本チームにおける盗難、障害、往復中その他の事故について、本チームに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本チームも一切の賠償を行わないものとする。

(個人情報)

第25条 入会時、申込用紙に記載された個人情報は、本チームの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。また、本チーム活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は、本チームに帰属するものとし、本チーム広報活動や活動記録のために、公式ホームページやその他の媒体、資料、取材などに使用されることがあることを入会と同時に承諾したものとする。

(規約の改廃)

第26条 本チームは、必要に応じ、随時本規約を改廃することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

(その他)

第27条 本規約に定めのない事項は、役員が協議の上決定する。

附 則

この規約は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月1日から施行する。